

# 大池区規約

## 第1章 総則

### (名称及び事務所)

第1条 本区は、大池区と称し事務所を大野城市大池二丁目2番2号、大池公民館内に置く。

### (構成)

第2条 1. 本区は、大池区に居住する住民（世帯）を以て組織する。  
2. 区に組制を設ける。但し、世帯数の増減により組織を増減することができる。

### (目的)

第3条 本区は、区民相互の親和と生活の向上、福祉の増進を図り、明るく住み良い町をつくり、区及び市の発展に寄与する事を目的とする。

### (事業)

第4条 本区は、目的達成の為、次の事業を行う。  
1. 市及び公的機関からの依頼事業の実施と伝達に関する事  
2. 福祉、親睦、保健衛生に関する事  
3. 環境整備に関する事  
4. 防犯活動に関する事  
5. 公民館活動に関する事  
6. その他、必要と認められる事

## 第2章 機関

### (機関)

第5条 本区に次の機関を置く。  
1. 総会 2. 役員会 3. 組長会

### (総会)

第6条 総会は、区の最高議決機関であって次の事を決定する。  
1. 役員改選に関する事  
2. 規約改正に関する事  
3. 事業計画に関する事  
4. 予算決算に関する事  
5. その他、重要な事

第7条 1. 総会は、区長が招集する。総会の招集は、少なくとも10日前に日時、場所及びその会議の目的を区民に通知しなければならない。但し、緊急止むを得ない時はこの限りではない。  
2. 定期総会は、毎年4月末までに開催しなければならない。  
3. 臨時総会は、役員会・組長会が必要と認めた時及び、区民の2分の1以上の申出があったときは、開催しなければならない。

第8条 総会は、区民の2分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ開く事ができない。

（議決）

第9条 総会の議事は、出席者の過半数の同意で決定し、賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

1. 総会は、議事録を作成し、決議した事項は速やかに区民に知らせねばならない。

（議長）

第10条 総会の議長は、その都度出席者の中から選出する。

（役員会）

第11条 役員会は、区の執行機関であって、区長・副区長・会計・書記・評議員を以て構成し、執行に当たっては、組長会と緊密な連携をもってこれを行ふ。

第12条 役員会は、区長が必要と認めたとき召集し、区長が議長となる。

（組長会）

第13条 組長会は、第4条の事業及び第6条の事項を行う場合、区長が必要と認めたときは、第12条を準用し開催する事ができる。但し、組長が出席できない場合は、その組より代理人を出席させなければならない。

### 第3章 役 員

（役員）

第14条 本区に、次の役員をおく。

1. 区長（公民館長を兼ねる）	1名	2. 副区長	1名
3. 会計	1名	4. 書記	1名
5. 評議員	6名	6. 監査委員	2名

（任期）

第15条 1. 役員の任期は、1期2年とし翌々年3月までを以て任期満了とする。但し、再任を防げない。  
2. 役員に欠損を生じた場合は、新たに選考選出する事ができる。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。  
3. 役員は、任期満了後といえども次期役員の決定を見るまで、その職務を執行するものとする。

（選任）

第16条 役員の選出は次の通りとする。

- 新役員の選出は、選考委員会により2月末日までに決定する。但し、第1回選考委員会は、区長が招集し選考委員の互選により委員長を決定する。
- 選考委員会は、現評議員（6名）・有識者（2名）で構成する。  
有識者2名は、現評議員で決定する。  
選考委員会は、・区長・副区長・会計・書記・監査委員を選出する。
- 新評議員の選出は、新区長を含む有識者で選出する。
- 選考委員長は、選出した新役員を総会に報告し承認を受けるものとする。

(任務)

第17条 役員の任務は次の通りとする。

1. 区長は、区を代表し業務の全てを掌握し、これを統轄する。
2. 副区長は、区長を補佐し区長に事故等あるときはこれを代行する。
3. 会計は、区の業務を掌り金銭出納及び財産管理を行う。
4. 書記は、議事録及び書類等の保管をなすものとする。
5. 評議員は、区の業務運営にあたる。
6. 監査委員は、毎年度少なくとも1回は必ず次の事項について監査をおこない、その結果を総会に報告しなければならない。

(報酬)

第18条 役員及び事務員の報酬等は、総会で定める。

## 第4章 権利と義務

(権利)

第19条 区民は、本区の事業運営によって生ずる利益を平等に受けることができる。

(義務)

第20条 区民は、総会により決定したる区費を毎月納入しなければならない。但し、区長は、特別の事情ある人に対しては、区費の減額又は免除をする事ができる。

## 第5章 会計

(区費)

第21条 本区の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

1. 区費
2. 企業区費
3. 臨時区費
4. 市、補助・助成金
5. 寄付金
6. 公民館使用料
7. その他収入金

(運営)

第22条 本区の会計を一般会計と特別会計に分ける。

1. 一般会計は前条に規定する収入をもってこれに充て、第4条に規定する事業達成のための予算によって運用する。
2. 積立金は特別会計として管理する。  
特別会計は、役員会で審議し総会で決議された事項を予算によって運用する。  
なお災害対策等緊急を要する場合は役員会で決定し、事後速やかに総会で承認を受けるものとする。
3. 年度末の収支決算で繰越金の一部を積立金に組み入れる場合は、総会に報告し承認を受けるものとする。

## 付 則

1. 本規約は、総会に於いて出席者の3分の2以上の同意を得なければ改正する事ができない。
2. 本規約は、平成元年4月9日より施行し4月1日から適用する。
3. 大池区住民に於ける弔慰に対しては、下記によるものとする。
4. 付則3は、平成3年4月1日よりこれを施行する。
5. 本規約は、平成8年4月7日より施行し4月1日からこれを適用する。
6. 大池区住民表彰については、役員会にて決定し、総会に於いて表彰する。本規約は、平成11年度より施行する。
7. 本規約第15条1項、一部改正し平成12年4月1日からこれを施行する。
8. 相談役を置くことができる。平成12年4月1日からこれを施行する。
9. 本規約、第11条、第14条4項、第16条、書記追加一部改正し、第17条2・4項を一部改正し、平成15年度4月1日より施行する。
10. 本規約第22条は、平成16年4月4日より施行し4月1日から適用する。
11. 本規約第16条は、平成23年4月10日より施行し4月1日から適用する。
12. 本規約第11条、第14条2・5・7項、第16条2項、第17条2項、第18条、一部改正し、平成24年4月1日よりこれを施行する。